

市内宿泊誘客キャンペーン事業の実施について

【発表の要旨】

八幡平市では、市内の宿泊施設を利用した際に宿泊料の一部を補助する事業を実施しています。東北6県に居住する方が、八幡平市観光協会が実施する「市内宿泊誘客キャンペーン事業」に参加登録をした宿泊施設を利用した際に補助の対象となります。

1 実施主体

一般社団法人 八幡平市観光協会

2 対象

東北6県在住で、補助対象の宿泊施設に宿泊する方

ただし、新型コロナウイルス感染拡大に係る国及び自治体独自の緊急事態宣言、または、まん延防止等重点措置等が適用される地域を除きます。

※ 発表日時点では、宮城県は対象外となります。

3 実施期間

令和3年4月26日（月）から6月30日（水）まで

ただし、予算の範囲内での補助とするため、予算の上限に達した時点で利用申し込みを打ち切ります。

4 補助額（宿泊者1人1泊当たり）

1泊2食付きの宿泊 3,000円

素泊まり等1泊2食付き以外の宿泊 2,000円

5 利用方法

八幡平市観光協会ウェブサイトからキャンペーン利用登録を行ったうえで、宿泊施設予約を行います。宿泊施設によっては、直接の申し込みが必要な場合があります。詳しくは、八幡平市観光協会のウェブサイトをご覧ください。

【お問い合わせ先】

八幡平市観光協会 <https://www.hachimantai.or.jp/> 電話 0195-78-3500

6 その他

岩手県が行う岩手県民向けの宿泊助成等、他の補助事業との併用が可能です。

業務長期滞在、長期合宿利用等については対象外とします。

なお、岩手県内において、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等が実施された場合、その時点で事業を停止し、予約済のものも含め、割引は適用されませんので、ご注意ください。

【担当】

商工観光課 観光振興係

主任 田村 崇宏

電話 0195-74-2111（内線1312）